

閣議了解案

ユネスコ発意の万国著作権条約に関する質問書に対する  
日本政府回答案

一、万国著作権条約を審議し、適当なときは、これを起草するため  
に政府間会議を開催することは望ましい。また、この会議への招  
請は、ユネスコの加盟国のみならず世界のすべての国に対してな  
されることを希望する。

二、万国著作権条約は、専門家の勧告した次に掲げる六原則を基礎  
とすることを希望する。

- (1) 万国著作権条約は、ユネスコの加盟国のみならず、<sup>世界の</sup>すべての国  
に対して署名および加入のために開かれることを希望する。
- (2) 万国著作権条約は、現存の多数国間または二国間の条約に由来

する保護の法律的権利を剝奪しないこと、ならびに、この条約  
は、前記の諸条約に引き続き加入していることおよび新たに加  
入することを助長するよう作成されることを希望する。

(3) 万国著作権条約は、各締約国が立法、司法的決定または行政命  
令によつて自国法令中に文学的、学術的および美術的著作物の  
保護のための規定を設くべきことを規定することを希望する。

(4) 万国著作権条約は、本項5に掲げた前保に従うことを条件とし  
て、いずれかの締約国を本国とする著作物が他のあらゆる締約  
国においてこの他の締約国がこの国を本国とする著作物に現在  
与えまたは将来与えることのある保護と同様の保護（もしあれ  
ば、同様の条件および方式に）うことを条件として）を享有す  
べきことを規定することを希望する。

(4) 著作物の本国に関しては、(一)公にした著作物については、身  
初に公にした国、(二)公にしない著作物については、著作者の

属する国を本国とすること。

(b) 無国籍者および国外追放者については、(一)公にした著作物はそれが最初に公にされた国、(二)公にしない著作物は、これらの主たる住所（または居所）のある国を本国とすること。

(5) 万国著作権条約は、一国が他のすべての締約国に通告することにより、次に掲げた当保の一または二以上を行うことができることを規定することを希望する。

(a) 批准国は、保護期間を著作物が最初に著作権の保護を与えられた国の法律の下で認められる期間に制限する権利を当保することができることを希望する。

(b) 批准国は、著作物の本国の法律が課している制限、方式の条件を課すことにより、著作物に与えられた保護を制限する権利を当保することができることを希望し、また批准国がこの当保を行うときは、他のすべての批准国に対する通告は、こ

のように課した制限を正確に明記すべきであることを規定することを希望する。

(c) この問題については、当保ができるという形で規定せず、次の規定が設けられることが、よりのぞましい。

この条約は適及効を有しない。従つて、この条約の規定する保護は、締約国の一で条約の実施の時にその国で公有に帰していた著作物には適用しない。また、この条約は、その実施の時に本国において公有に帰していた著作物には適用しない。

(6) 万国著作権条約は、将来の改正のための定期的会合について規定することを希望する。

三、この条約には、前記の第二項4に掲げた保護のほか、他の保護に関する規定を掲ぐべきでない。

四、この条約には、前記の第二項5に掲げた当保の権利のほか、当保の権利を掲げる必要はない。また特に、他国語から自国の一

または数国語への翻訳に関する問題についても、著作物の翻訳権の保護に関する留保の権利を掲げる必要はない。

この条約は、ある一国において翻訳権の保護に関する規定が存在する場合に、外国人に対しても内国人と同一の保護を与えることを要求するものと了解する。したがって、翻訳権の保護に関する留保の権利を掲げる必要はない。

五、最恵国待遇は規定すべきでない。

六、前記に掲げたほかに、提案された万国著作権条約に関し、特別の意見または提案はない。

文 部 省  
外 務 省

(1) 總司令部外交局は昭和二十五年六月六日付（万国著作権条約に關し諸政府の見解要請の件につき写を送付する）と題する警面を日本政府に通告した。

(2) 万国著作権条約に關し諸政府の意見表明を希望したものは、別添警面の示すとおり国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）著作権部である。

(3) ユネスコ事務局長の招請をうけた各国著作権専門家は、一九四九年七月四日から七月九日にかけてパリにおいて会合し、この専門家委員会が万国著作権条約の基礎案を作成した。この基礎案はユネスコ総会（一九四九年）により採択され、総会の決議に基づいて事務局長が各国政府に意見照会のため送付したものである。

(4) 万国著作権条約の基礎案とこれに対する文部省および外務省作成

の日本政府回答案を対照すれば委細は明らかであるが、問題の要点を以下に略記する。

基礎案は六項から成る。

第一項は万国著作権条約（以下、条約と称する）起草のために政府間会議を開くことに関する質問で、回答案にはもとより賛成の旨を記した。いずれこの条約について政府間会議が開かれる場合に、日本は出席すること、何意見表明の機会を得ることを希望するので、世界のすべての国が参加できることをその旨の意見を記した。

第二項は条約の基礎となる六原則を掲げて、これに対する意見を求めている。六原則のうち1・3・6の三原則については、特に説明の必要はないと考える。

原則2は、条約は既存または將來締結さるべき多数国間または二国間著作権条約の尊重を宣言している。日本がこの条約に加

入しても、ベルヌ条約加盟国と日本との関係は、ベルヌ条約に  
より処理される。

原則4は条約の基幹であつて、いわゆる、内国民待遇の原則を  
表明したものである。この原則は日本が加盟しているベルヌ条  
約の掲げる原則でもある。日本国内においては著作権保護の内  
容が内外人平等に扱われることとなるのであり、もとより賛成  
の意を表するところである。

原則5は内国民待遇の原則に対する苗保事項を掲げたものであ  
る。

5は、保護期間については相互主義による旨の苗保をなしう  
ることを掲げている。条約加入の際には、日本も当然苗保をな  
すこととなる。

5は著作権の保護が登録等を要件とする国（たとえばアメリカ  
合衆国）と無方式の国（たとえばベルヌ条約加盟国）との利

害を調整するための事項で、日本は苗保の意思表示をなすこと  
によつて、たとえばアメリカ人の著作権については登録制を設  
けることができることとなる。

5は条約の適及効に関する問題であるが、回答案では特に苗  
保しなくても苗保したと同様の結果になる方がよりのぞましい  
旨を記した。

第三項については回答案は消極的であつて、何らの問題はないと  
考える。

第四項は譲渡権の苗保に関する問題であつて、慎重を要するところ  
である。

研究の結果、この条約に関する限り、苗保の必要がないことが明  
らかとなつたので、その旨を回答案に記した。

第五項 この条約に最惠国待遇を規定すべきでないことは自明の  
ことと考える。

第六項 回答案においては、特別の提案をしないこととした。

連合軍最高司令官總司令部外交局発 A G 第〇七三号

昭和二十五年六月六日

日本政府あて覚書

外交局長に代り

主任代理 クロイス・K・ヒューストン

「万国著作権条約に關する諸政府の見解要請」の写伝達  
の件

「ユニスコ」著作権條約が世界の全政府の万国著作権條約加入方を促進せんとする努力に關連して、同條より右諸政府に發した「万国著作権條約に關する諸政府の見解要請」の写を添付伝達する。

「本件に關して、ユニスコ」著作権條約長より至急回答をうけたい旨の希望の表明があつたから、日本政府は、添付文書を速かに考察するに

必要とする措置をとり、かつ、日本政府の見解が、ユニスコ著作権條長に遅滞なく然るべく通知できるように、これを總司令部に通報せられ、ば多とする。

添付書類・「万国著作権條約に關する諸政府の見解要請」の写

hot

Diplomatic Section

AG 073 (6 June 50)

6 June 1950

SUBJECT: Transmittal of Copy of a "Request for Views of Governments on a Universal Copyright Convention".

TO : Japanese Government

1. Transmitted herewith is a copy of a "Request for Views of Governments on a Universal Copyright Convention", addressed by the Copyright Division of UNESCO to all governments of the world in connection with its efforts to foster their adherence to a universal copyright convention.

2. In as much as the Head of the Copyright Division of UNESCO has indicated his desire to receive an early reply in this matter, it would be appreciated if the Japanese Government would take such steps as may be necessary to give prompt consideration to the enclosed communication and inform General Headquarters as to its views in order that he may be appropriately advised without delay.

For the Chief, Diplomatic Section:

Cloyce K. Huston  
Deputy Chief

Inclosure:

Copy of a "Request for Views of Governments on a Universal Copyright Convention".

裏面白紙



ユネスコフォーデイニヤセニ  
パリ、一九四九年十二月

国際連合教育科学文化機関著作権条約

万国著作権条約に関する諸政府の見解要請

次の諸点に関する貴政府の意見如何

(一) 万国著作権条約を審議し、且つ、適当なときは、これを起草するために政府間会議を招集することは望ましいか。

(二) この条約は、専門家の勧告した次に掲げる六原則を基礎とすべきか。

- 1、この条約はユネスコの加盟国であるとなにかかわらず、いかなる国にも署名及び加入のため開かれること。
- 2、この条約は、現存の多数国間又は二国間の条約に由来する保護の法律的特権を剝奪しないこと、並びに、この条約は、前記

の諸条約に引続き加入し及び新たに加入することを助長するものと解釈すること。

3、この条約は、各締約国が自国の法律中に立法、司法的決定又は行政命令により、文学的、学術的及び美術的著作物の保護のための規定を設くべきことを規定すること。

4、この条約は、次の第五項に掲げた首保に従うことを条件として、いずれかの締約国を本国とする著作物が他のあらゆる締約国においてこの他の締約国がこの国を本国とする著作物に現在与え又は将来与えることのある保護と同様の保護（もしあれば、同様の条件及び方式に従うことを条件として）を享有すべきことを規定すること。

(一) この質問に対する回答は、次に開するいかなる規則を条約中に含めらるべきかについての考慮を掲げなければならぬ。

(二) 著作物の本国の決定、及び

5、この条約は、一國が他のすべての締約国に通告することによ

り、次の首保の一又は二以上を行うことができることを規定すること。

(a) 批准国は、保護期間を著作物が最初に著作権の保護を与えられた国の法律の下で、認められる期間に制限する権利を首保することができること。

(b) 批准国は、著作物の本国の法律が課している制限、方式の条件を課すことにより、著作物に与えられた保護を制限する権利を首保することができること。また、批准国がこの首保を行うときは他のすべての批准国に対する通告は、このように課した制限を正確に明記すべきこと。

(c) 批准国は、この条約がその国において効力を生じた時に同国において永久的に公有に帰していた著作物に対して、この条

約の規定を適用しない権利を首保することができること。また、批准国がこの首保を行うときは他の締約国は、第一の国を本国とする著作物で、第一の国においてこの条約が効力を生じた時に第二の国において永久的に公有に帰していたものに対して保護を与えないかなる義務を負わないこと。

6、この条約は、将来の改正のための定期的会合について規定すること。

曰この条約は、前記の第二項4に掲げた保護のほか、締約国間で合意が成立しうるすべての点に關して最小限度の保護を与える他の規定を掲げべきか。

この間に対する回答が賛成であるときは、貴政府が掲げること

希望するこの種の特別規定を明示されたい。

(四) この条約は、前記の第二項5に掲げた首保の権利のほか、首保の権利を掲げべきか。また特に、他国語から自国の一又は數国

語への翻訳に影響する限り、著作物の翻訳権の保護に関する旨保  
の権利を掲げるべきか。

(四) この条約は、各締約国を本国とする著作物が内国民待遇のみなら  
ず、その国が他のいかなる国を本国とする著作物にも与える待遇  
と同様に有利な待遇の享有を確保する規定を掲げるべきか。  
(五) 貴政府は、前記に掲げたほかに提案された万国著作権条約に関し  
ていかなる意見又は提案を加えることを希望するか。

(注) この資料は国務省ユネスコ連絡員がパリにおいて刊行さ  
れた原本から複製したものである。

UNITED NATIONS EDUCATIONAL, SCIENTIFIC AND CULTURAL ORGANIZATION  
COPYRIGHT DIVISION

REQUEST FOR VIEWS OF GOVERNMENTS ON  
A UNIVERSAL COPYRIGHT CONVENTION \*

WHAT IS THE OPINION OF YOUR GOVERNMENT  
ON THE FOLLOWING POINTS:

- I. Is it desirable to convene an inter-governmental conference to consider and, if appropriate, to draft a universal Copyright Convention?
- II. Should such a Convention be based on the six principles listed below, as recommended by the experts:
  - 1. That the Convention shall be open to signature and adhesion by any State, whether or not a member of Unesco;
  - 2. That the Convention shall not abridge any legal right of protection derived from any existing multilateral or bilateral treaty and that it be construed to encourage continued adherence to and further adhesions to such treaties;
  - 3. That the Convention shall provide that each contracting State shall make provision in its law by legislation or judicial decision or administrative order for the protection of literary, scientific and artistic works;
  - 4. That the Convention shall, subject to the reservations set forth in paragraph 5 below, provide that the works originating in any contracting State shall enjoy in every other contracting State the same protection (subject to the same conditions and formalities, if any) as is now or may hereafter be granted by that other State to works originating in it;

\* This document has been reproduced by the UNESCO Relations Staff of the Department of State from the original issued in Paris.

UNESCO/DA/27-572

裏面白紙

(The answer to this question should include consideration of what rules might be contained in the Convention concerning:

- a) the determination of the State of origin of the work, and
- b) the problems of stateless and displaced persons.)

5. That the Convention shall provide that a State may, by giving notice to all other contracting States, make any one or more of the following reservations:

- a) that the ratifying State may reserve the right to limit the term of protection to the period allowed under the law of the State where the work was first given Copyright protection;
- b) that the ratifying State may reserve the right to restrict the protection given to any work by imposing any restriction, condition of formality, which is imposed by the law of the State of origin of the work; and that, if the ratifying State makes this reservation, its notice to all other ratifying States shall specify the precise restrictions so imposed;
- c) that the ratifying State may reserve the right not to apply the provisions of the Convention to any work which is permanently in the public domain in that State at the time the Convention comes into force in it; and that if the ratifying State makes this reservation, then whether contracting State shall be under no obligation to give protection to works originating in the first State which were permanently in the public domain in the second State at the time the Convention came into force in the first State;

6. That the Convention provide for periodic conferences for its possible revision?

III.

裏面白紙

UNESCO/DA/27-572  
Paris, December 1949

- 3 -

III. Should the Convention include, in addition to the protection expressed in Paragraph II, 4 above, such other provisions as may provide a minimum protection on all points upon which agreement can be reached between the contracting States?

IV. If the answer to this question is in the affirmative, indicate the particular provisions of this sort which your government would desire to have included.

V. Should the Convention include any right of reservation in addition to those listed in Paragraph II, 5 above; and, particularly, should it include a right of reservation concerning protection of the right of translation of works in so far as it affects translation from another language into the national language or languages of the States?

VI. Should the Convention contain a provision assuring to the works originating in each contracting State the enjoyment, not only of national treatment, but also of treatment as favorable as that State gives to works originating in any State whatsoever?

VII. What observations or proposals concerning the proposed Universal Copyright Convention does your government wish to add to those set out above?

裏面白紙